

名古屋市公報	令和 6年 6月19日 第257号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
告 示	示	
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課) (第311号)	2
○ 本部機動部隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について	(消防・総務課) (第312号)	4
○ 名古屋市議会定例会の招集について	(総務・総務課) (第313号)	5
○ 仮換地指定取消通知及び仮換地指定通知に係る公示送達	(住都・市街地整備課) (第314号)	6
○ 告示の訂正について	(環境・地域環境対策課) (第315号)	10
○ 告示の訂正について	(環境・地域環境対策課) (第316号)	13
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第317号)	15
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第318号)	17
公 告	告	
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	18
○ 土地改良区の役員の就退任の公告	(緑土・都市農業課)	19
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	21
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	22
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	23
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	24
雑 報	報	
○ 特別職人事異動	(監査・監査管理課)	25
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	26

名古屋市告示第 311 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 6 年 6 月 10 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

昭和区、瑞穂区及び熱田区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

(1) 昭和区

検 査 日	検 査 場 所
7 月 22 日（月）	滝川コミュニティセンター（第 2 会議室）
7 月 30 日（火）	向陽高等学校（正門：玄関）
8 月 2 日（金）	広路小学校（正門：特別活動室）

(2) 瑞穂区

検 査 日	検 査 場 所
7 月 12 日（金）	豊岡コミュニティセンター（第 2 会議室）

7月17日（水）	豊岡コミュニティセンター（第2会議室）
7月23日（火）	堀田小学校（南門：特別活動室）

(3) 熱田区

検 査 日	検 査 場 所
8月6日（火）	名古屋市工業研究所（正門：展示場東）
8月7日（水）	名古屋市工業研究所（正門：展示場東）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 312号

本部機動部隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める
告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126号（本部機動部隊の事務所及び消防署出張所の
名称及び位置）の一部を次のように改正する。

令和 6年 6月11日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

名古屋市南消防署 星崎出張所	名古屋市南区鳴尾一丁目79番	を
-------------------	----------------	---

削る。

附 則

この告示は、令和 6年 6月25日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第 313 号

名古屋市議会定例会の招集について

令和 6 年 6 月 19 日 午前 11 時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和 6 年 6 月 12 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 314 号

仮換地指定取消通知及び仮換地指定通知に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る名古屋都市計画事業中志段味特定土地区画整理事業施行者名古屋市中志段味特定土地区画整理組合（以下「組合」といいます。）が発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第 1項の規定による仮換地指定取消通知及び仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができない（又は送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだ）ので、同法第 133条第 1項及び同条第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が名古屋市守山区大字中志段味字二ツ塚2239番地所在の組合事務所の掲示板に掲示されています。また、通知の内容は組合ウェブサイトに掲載されています。

令和 6年 6月13日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
大原 正数	名古屋市守山区大字中志段味字大屋敷1546番地の 1	名古屋市守山区大字中志段味字大屋敷1546番地 1
松木 智子	名古屋市中区伊勢山二丁目 9番 24号	名古屋市守山区大字中志段味字南原2685番地 371

中谷 三数	名古屋市守山区大字中志段味字西原2781番地の 9	名古屋市守山区大字中志段味字西原2781番地 9 名古屋市守山区大字中志段味字西原2781番地12
小川 桂一	名古屋市名東区猪子石原三丁目714 番地	名古屋市守山区大字中志段味字宮前1245番地 6
加藤 吉右エ門	住所不明	名古屋市守山区大字中志段味字二ツ塚2229番地 1
川本 松太郎	名古屋市守山区大字中志段味1820番地	名古屋市守山区大字中志段味字蟹原218
共有惣代 河本 勇八	住所不明	名古屋市守山区大字中志段味字大屋敷1543 名古屋市守山区大字中志段味字西山島1851番地 1
谷口 鉦信	名古屋市守山区大字中志段味字上寺林 125番地	名古屋市守山区大字中志段味字蟹原219

手塚 安芳	名古屋市中区大須二丁目27番34号	名古屋市守山区大字中志段味字南原 2662番地 6 名古屋市守山区大字中志段味字南原 2662番地 7 名古屋市守山区大字中志段味字南原 2662番地 8
野田 幸一	名古屋市守山区大字中志段味 7 79番地	名古屋市守山区大字中志段味字西原 2759番地 2
野田 爲三郎	住所不明	名古屋市守山区大字中志段味字東山 島2069
吉岡 資	名古屋市守山区大字小幡字小林 2984番地の27	名古屋市守山区大字中志段味字大洞 口2704番地 4 名古屋市守山区大字中志段味字大洞 口2704番地 8 名古屋市守山区大字中志段味字大洞 口2705番地13 名古屋市守山区大字中志段味字大洞 口2705番地14

		名古屋市守山区大 字中志段味字大洞 口2705番地16
大字中志段味持	住所不明	名古屋市守山区大 字中志段味字墓前 2026番地

名古屋市住宅都市局市街地整備部市街地整備課

名古屋市告示第 315号

告示の訂正について

平成17年名古屋市告示第 297号（土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定について）の一部を次のとおり訂正します。

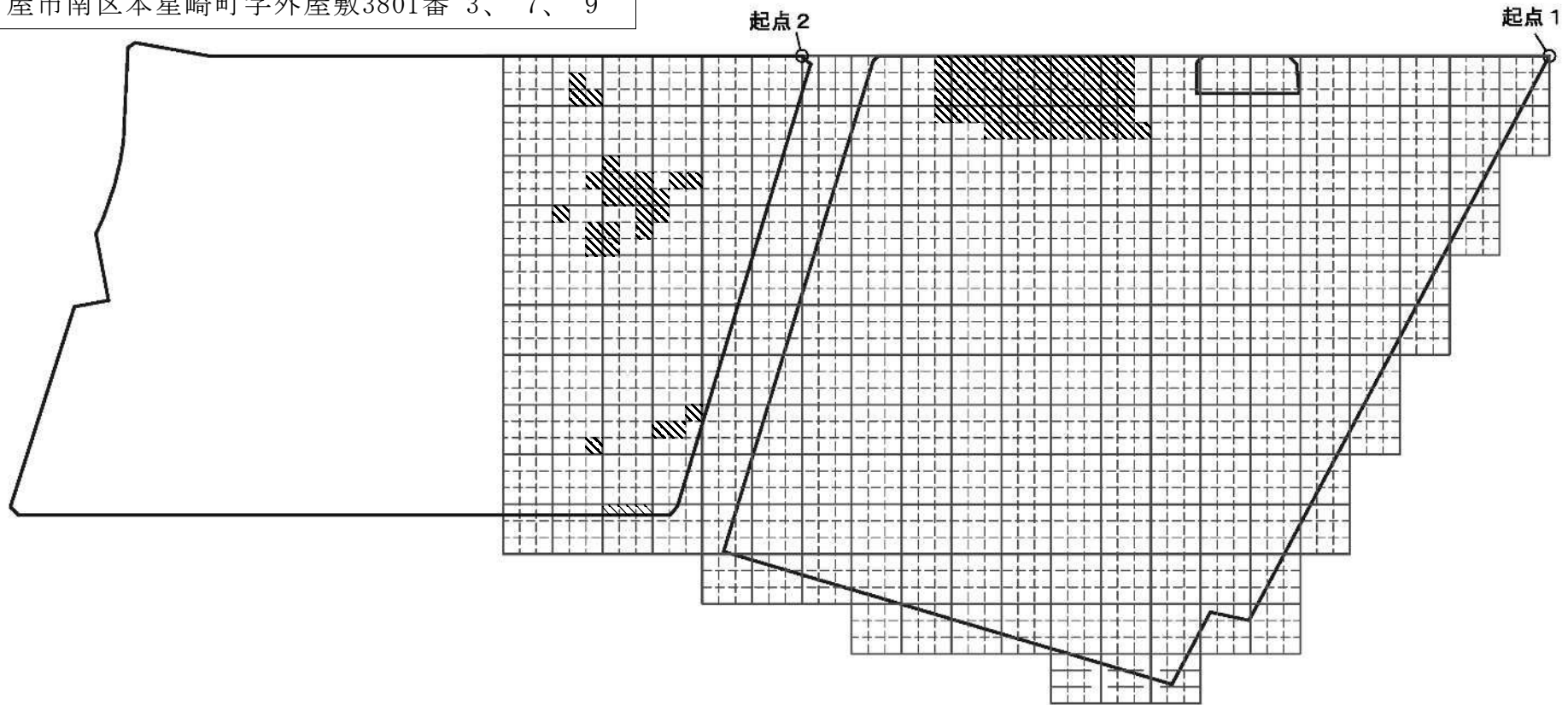
令和 6年 6月13日

名古屋市長 河 村 た か し

別紙 2及び別紙 3を次のように訂正します。

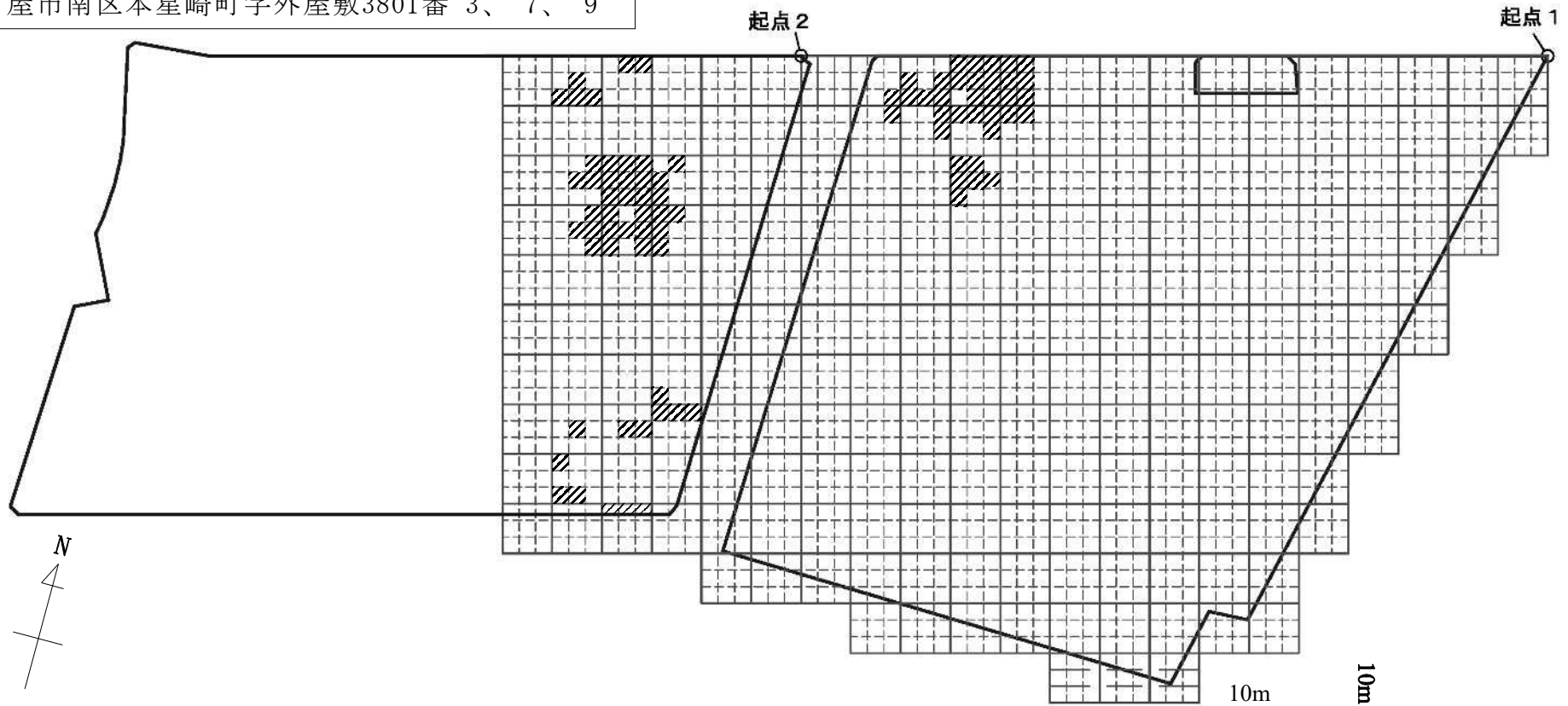
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市港区本星崎町字北3804番 1、 3、 6、 18
 名古屋市港区本星崎町字北3836番 3
 名古屋市港区本星崎町字北3998番
 名古屋市港区本星崎町字南3998番 4
 名古屋市港区本星崎町字南4047番 8
 名古屋市港区本星崎町字南4133番
 名古屋市南区本星崎町字外屋敷3801番 3、 7、 9



シス-1,2-ジクロロエチレンによって汚染されている区域

名古屋市港区本星崎町字北3804番 1、 3、 6、 18
 名古屋市港区本星崎町字北3836番 3
 名古屋市港区本星崎町字北3998番
 名古屋市港区本星崎町字南3998番 4
 名古屋市港区本星崎町字南4047番 8
 名古屋市港区本星崎町字南4133番
 名古屋市南区本星崎町字外屋敷3801番 3、 7、 9



トリクロロエチレンによって汚染されている区域

名古屋市告示第 316号

告示の訂正について

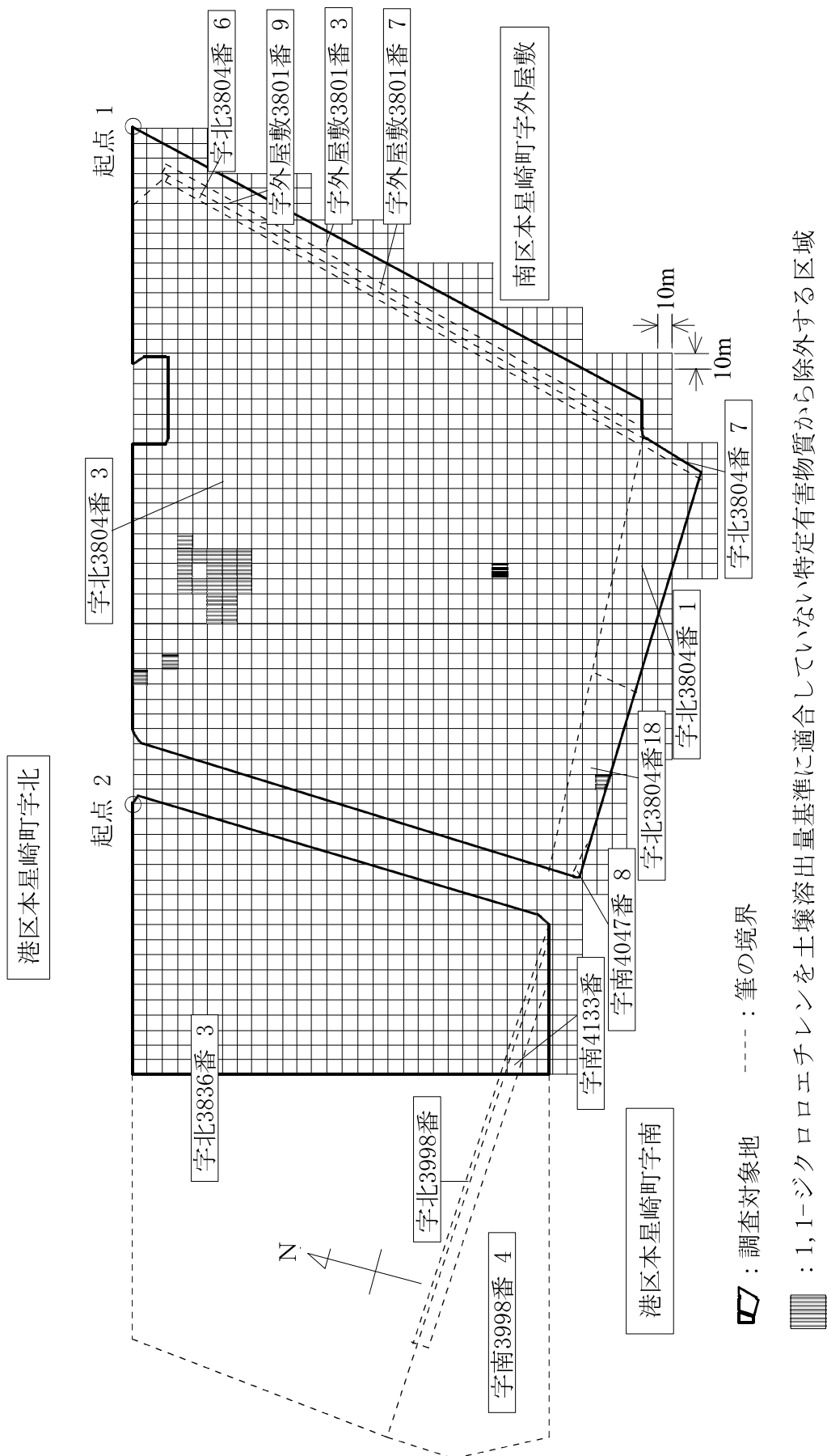
平成26年名古屋市告示第 623号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定事由となっている特定有害物質の除外について）の一部を次のとおり訂正します。

令和 6年 6月13日

名古屋市長 河 村 た か し

別紙を次のように訂正します。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



名古屋市告示第 317号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び指定の
解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。また、同条第 2項の規定に基づき、平成17年名古屋市告示第 297号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 6年 6月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区本星崎町字北3836番 3の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

トリクロロエチレン

3 指定を解除する区域

名古屋市港区本星崎町字北3836番 3の一部及び3998番の一部並びに字南
3998番 4の一部及び4133番の一部

4 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

シスー・二ージクロロエチレン（土壤溶出量基準）

トリクロロエチレン（土壤溶出量基準）

- 5 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
なし（土壌の追完調査が実施され、土壌溶出量基準に適合していることが
確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 318号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 6月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市北区金城四丁目 212番の一部及び 213番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和6年6月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市千種区高見二丁目103番1、103番2、104番1、104番2、
104番3、201番1、201番2、201番3、201番4、301番、801番1、
801番2、901番1、901番2及び901番3

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、茶屋新田土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 6年 6月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 退任役員

理事	布目 勝	名古屋市港区東茶屋一丁目 521番地
理事	武田 秀春	名古屋市港区東茶屋二丁目 120番地
理事	坂野 友彦	名古屋市港区西茶屋四丁目 163番地
理事	武田 照二	名古屋市港区東茶屋一丁目 280番地
理事	近藤 松一	名古屋市港区大西三丁目 8番地
監事	山田 智	名古屋市港区川園一丁目 9番地
監事	成田 泰幸	名古屋市港区東茶屋二丁目 259番地の 2
監事	坂野 幸二郎	名古屋市港区川園三丁目78番地

2 就任役員

理事	布目 勝	名古屋市港区東茶屋一丁目 521番地
理事	武田 秀春	名古屋市港区東茶屋二丁目 120番地
理事	山田 政信	名古屋市港区川園三丁目57番地
理事	久野 恒人	名古屋市港区東茶屋一丁目 298番地
理事	坂野 三重子	名古屋市港区西茶屋四丁目 164番地
監事	山田 智	名古屋市港区川園一丁目 9番地
監事	久野 茂範	名古屋市港区秋葉二丁目19番地
監事	武田 義之	名古屋市港区東茶屋一丁目 461番地
監事	山本 信介	名古屋市南区六条町 2丁目55番地

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 6年 6月13日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

1 開催日時

令和 6年 6月20日（木）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第39号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第40号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第41号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第42号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第43号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第44号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

第45号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について

名古屋市農業委員会事務局農政課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 6年 6月14日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1615号	LMCサ ービス(株)	早川 英一 郎	愛知県岩倉市八剣町 郷前47番地 2	令和 6年 5月15日
第1619号	(株)水幸	村尾 昌則	大阪府大阪市東淀川 区南江口二丁目 6番 83号	令和 6年 5月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 6年 6月14日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1522号	(株)G o o d p e r f o r m a n c e	角田 博康	名古屋市港区小碓二 丁目 176番地	令和 6年 4月30日
第1517号	(株)センタ ー	圓山 誠	東京都江戸川区西小 岩二丁目19番21号	令和 6年 5月 9日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

令和 6年 6月14日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1522号	㈱G o o d p e r f o r m a n c e	角田 博康	名古屋市港区小碓二 丁目 176番地	令和 6年 4月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

特別職人事異動

令和6年6月8日付

監査委員任命		小 林 史 郎
--------	--	---------

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 6 年 6 月 12 日懲戒処分に付した。

令和 6 年 6 月 12 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
昭和区主事	減給10分の 1 6 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び 第 2 号